

個別約款（まとめトク・もつとまとめ トク料金契約）

2022年4月1日実施

大阪瓦斯株式会社

目 次

1. 用語の定義	1
2. 適用条件	1
3. 料金	1
4. 精算	1
5. 解約等	1
6. その他	2
付則	2
(別 表)	3

1. 用語の定義

本個別約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「まとめトク・もっとまとめトク料金契約」とは、基本約款及び本個別約款に基づきお客さまと当社との間で締結する自由料金契約をいいます。
- (2) 「まとめトク料金」とは、本個別約款別表の料金表1が適用される料金種別をいいます。
- (3) 「もっとまとめトク料金」とは、本個別約款別表の料金表2が適用される料金種別をいいます。

2. 適用条件

本個別約款の適用条件は、次のとおりといたします。

- (1) まとめトク料金は、以下の①又は②のいずれかに該当すること。もっとまとめトク料金は、以下の①及び②のいずれにも該当すること。
 - ①当社との間で電気需給契約を締結し、その供給を受けていること
 - ②当社との間で固定通信契約を締結し、利用していること
- (2) お客さまが、まとめトク・もっとまとめトク料金契約を希望し、かつ適用する料金種別を定めて申込むこと。

3. 料金

当社は、まとめトク料金には別表の料金表1、もっとまとめトク料金には別表の料金表2を適用して料金を算定いたします。各料金表の基本料金、基準単位料金又は基本約款19の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。なお、本個別約款による平均原料価格の算定にあたっては、基本約款19(2)②ただし書きの適用はないものといたします。

4. 精算

2の条件を満たさないでガスをご使用の場合、原則として、当社は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日（当該日が定例検針日と同日の場合はその日とし、5(3)において同じ。）までさかのぼって精算させていただきます。この場合の精算額は、2(1)①及び②の条件をいずれも満たさない場合は個別約款（一般料金契約）に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額、2(1)①又は②の条件のいずれかを満たさなくなった場合は、別表の料金表1を適用して算定された料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額とさせていただきます。

5. 解約等

- (1) 電気需給契約及び固定通信契約のいずれかもしくはその両方を解約した場合は、ただち

にその旨を当社へ連絡していただきます。電気需給契約及び固定通信契約のいずれも解約した場合、まとめトク・もっとまとめトク料金契約から一般料金契約へと契約種別を変更いたします。また、もっとまとめトク料金を適用されているお客さまが電気需給契約又は固定通信契約のいずれかを解約した場合は、まとめトク料金に料金種別を変更いたします。なお、当社は、電気需給契約・固定通信契約の契約状況を確認させていただく場合があります。

(2) まとめトク料金を適用されているお客さまが、当社との間で電気需給契約及び固定通信契約の両方を契約され、もっとまとめトク料金へ料金種別の変更を希望される場合、当社に料金種別の変更をお申し込みいただきます。

(3) (1)に基づく契約種別又は料金種別の変更日は、当社が2に定める適用条件を満たさなくなったことを覚知して以降最初の定例検針日といたします。また、(2)に基づく料金種別の変更日は、変更のお申込み以降最初の定例検針日といたします。

6. その他

その他の事項については、基本約款を適用いたします。

付則

1. 本個別約款の実施期日

本個別約款は、2022年4月1日から実施いたします。

(別 表)

料 金 表

1. 適用区分

料金表A ご使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B ご使用量が20立方メートルを超え、50立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C ご使用量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D ご使用量が100立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E ご使用量が200立方メートルを超え、350立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表F ご使用量が350立方メートルを超え、500立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表G ご使用量が500立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表H ご使用量が1,000立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表1 (まとめトク料金)

① 料金表A

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,262.70円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	142.57円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ)の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

② 料金表B

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1, 319. 50円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	--------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	139. 73円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③ 料金表C

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1, 550. 00円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	--------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	135. 12円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

④ 料金表D

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1, 964. 00円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	--------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	130. 98円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当た

りの単位料金といたします。

⑤ 料金表E

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,268.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	124.46円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ)の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑥ 料金表F

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,272.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	124.45円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ)の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑦ 料金表G

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	4,682.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	121.63円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑧ 料金表H

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	7,112.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	119.20円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料金表2 (もっとまとめトク料金)

① 料金表A

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,262.70円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	142.57円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

② 料金表B

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,513.50円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	130.03円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③ 料金表C

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,531.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	129.68円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

④ 料金表D

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,684.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	128.15円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑤ 料金表E

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,312.65円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	125.01円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑥ 料金表F

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,627.80円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	124.11円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑦ 料金表G

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	5,662.99円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	118.04円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑧ 料金表H

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	6,302.26円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	117.40円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。